

常任委員会の審査報告

市議会は、6月15日に総務常任委員会、16日に文教福祉常任委員会、そして19日に建設経済常任委員会を開会し、定例会初日に付託された議案

10件、請願2件について、現地調査及び審査を行いました。また、補正予算案1件については、所管する建設経済常任委員会にて審査を行いました。

【施設管理課長】今回廃止する民地内の市道は、昭和26年

に認定されている。書面での確認は難しく、全体的な調査を行えば事務量が膨大になること、時間と費用がかかるとから、実施は困難と考える。地権者からの廃止申請により、現場確認を行ったうえで、関係者の同意のもと手続きを進めている。

議案審査



消防団員等の損害補償加算額を改正

【賛成多数：可決】消防団員等公務災害補償条例の一部改正

関係法令の改正に伴い、損害補償に係る扶養親族の加算額を改正するもの。

【消防長】扶養手当額をもとに算出されているため、適用されない。

【消防長】危険業務に従事する者に事故があった場合の補償が下がることをどう考えるのか。

【消防長】配偶者の加算額は下がるが、子どもの額は上がる。国の政令が改正されたことによりものと認識している。

新しい市道認定と民地の市道廃止

【道路線の認定】

【賛成多数：可決】同志社山手の宅地開発に伴う新設道路や、可燃ごみ処理

施設用地、防災広場用地への進入路となる土地などの市道認定を行うもの。

【建設部長】宅地開発などの場合は整備後に認定するが、道路法上は、認定した上で整備することが、本来の手順となる。

【ごみ広域処理推進課長】本議案の甘南備側東側の進入路は市道認定を行うが、西側からもアクセス可能とするため市道認定を行わない専用通路を確保できるよう協議を進めている。

道路線の廃止

【賛成全員：可決】

公共の用に供する必要のなくなった民地内道路について道路法に基づき廃止するもの。



可燃ごみ処理の新施設イメージ図

防火拠点用地と新ごみ処理用地への進入路

【財産取得(第35号)】

【賛成全員：可決】防火拠点整備に必要な用地を取得するもの。

【危機管理課長】京奈和自動車道の田辺西-C西側に決定した根拠は、

【危機管理課長】市中央部に位置し、京奈和・307号という緊急輸送道路に直結しており、拠点機能を発揮できる場所として経営会議に提案し決定した。

【5・4haという面積の算定根拠は、

【危機管理課長】内閣府の基準面積から、自衛隊・消防警察の宿営地に1万8500㎡、ヘリポートに1万㎡、備蓄倉庫や支援助物資集積所、駐車場

【財産取得(第36号)】

【賛成多数：可決】可燃ごみ処理施設用地、防

【危機管理課長】平成29年度に用地取得、30年度に詳細設計31年度から造成工事を始めて34年度に防災広場の完成を目指す。その後、平時のレクリエーション設備を整備する。なお、隣接地で整備される可燃ごみ焼却施設の用地から出た残土を盛りの土に活用すること、費用や環境に対し有効だと考えている。

【賛成全員：可決】

【賛成多数：可決】

【ごみ広域処理推進課長】国道307号にかかる土地が3筆あり、その単価は他の2筆の平均として約1万円/㎡を取得予定価格としている。

三山木地区の区画整理も最終段階

【綴喜都市計画事業三山木地区特定土地区画整理事業施行規程の一部改正】

【賛成全員：可決】事業計画の変更に伴い、地域の名称等を整理することも、清算事務に係る規定について所要の改正を行うもの。

【都市整備課長】従前地が30坪に満たないなど、減歩できない場合は、清算金として徴収するケースの例は、

【都市整備課長】土地区画整理法施行令で「6%以内」として良いとなっており、昨今の低金利を踏まえ、地権者の負担軽減に考慮した。実際の利率については、公定歩合などの各種レートから検討する。



区画整理事業を進めてきたJRおよび近鉄の三山木駅周辺

その他の議案

【職員の子供休業等に関する条例の一部改正】

【賛成全員：可決】人事院規則の改正に伴い、育児休業の期間を再度延長で

【市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正】

【賛成全員：可決】引用条例の整理をするため改正するもの。

【ごみ広域処理推進課長】

【附属機関設置条例の一部改正】

【賛成全員：可決】法の改正により、要保護児童対策地域協議会における支援対象児童および対象年齢を拡充するもの。

【賛成全員：可決】

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正】

【賛成全員：可決】

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正】

【賛成全員：可決】

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正】

【賛成全員：可決】

補正予算



【賛成全員：可決】

【賛成全員：可決】



新市街地整備を進める田辺中央北側

都市計画一般事務費

【新市街地整備を計画している。田辺中央北側の調査等委託料として1200万円を計上しているが、このように業務なのか。

【計画交通課長】業務内容としては、①上位・関連計画での位置付けの整理、②対象地区がおかれる広域的な条件調査、③対象地区をとりまく社会的条件・物的条件調査、④対象地区の現況調査、⑤市街地整備にあたっての前提条件・課題の整理、⑥市街地整備に関する基本方針の検討、⑦概略設計図の作成、⑧事業手法の

【計画交通課長】平成27年度の施政方針以降、地元には一定の理解を得ており、同年末頃には開発事業者による整備を検討されたが、実現が難しい状況だとして、市と意見が一致し、その後、協議を重ねた。29年5月には、市も積極的に支援する中で、地元主体で土地区画整理事業を進めようという方向性を定められた。